

「平成１３年相談事例集」の作成・公表について

平成１４年３月２９日
公正取引委員会

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、毎年、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われる事例の概要を相談事例集として取りまとめ、公表してきている。このたび、平成１３年に事業者等から寄せられた相談について、相談事例集を作成し、本日、公表した。

平成１３年における相談のうち、特徴的なものは、以下のとおりである。

① 業務提携に関する相談

経済環境の変化に対応して効率性を高めるために、競争関係にある事業者との業務提携により、相互にＯＥＭ供給を行おうとする事業者からの相談。

② 電子商取引の導入に関する相談

取引の効率性・利便性を高めるために、インターネットを利用した電子商取引を導入しようとする事業者からの相談。

③ リサイクルへの取組に関する相談

資源有効利用促進法の適用を受けて、リサイクルに取り組む必要が生じた製品について、共同でリサイクルに取り組もうとする事業者団体からの相談。

（参考） 相談内容別件数

	平成１２年	平成１３年
事業者の活動に関する相談	１，６７２	１，５２７
○流通・取引慣行に関する相談	（１，１７８）	（１，１７７）
○技術取引に関する相談	（１４８）	（８７）
○共同研究開発に関する相談	（３７）	（３８）
○共同行為に関する相談	（１９７）	（１４８）
○その他	（１１２）	（７７）
事業者団体の活動に関する相談	６３７	５０３

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室
電話	０３－３５８１－５４８１
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

2 1 . 2 - 0 2 - 0 0 2
2 8 4 - 0 0 - A

平成 13 年相談事例集

平成 14 年 3 月

公正取引委員会事務総局

目 次

はじめに	1
1 相談制度の概要	1
2 事業者等の活動に関する相談の概要	1
3 相談事例集の内容及び性格	2
 相談事例	
[流通取引に関するもの]	
1 メーカーによる販売店の製品カタログの代行作成	3
2 単なる取次として機能する卸売業者の再販売価格の指示	6
3 医薬品の取引先の制限	9
 [商標権に関するもの]	
4 商標権取得等による競争事業者の排除	12
 [共同行為に関するもの]	
5 たばこメーカー3社による自主基準の策定	14
6 食品メーカーによる共同配送会社の設立	16
7 食品の原材料メーカーの相互的OEM供給	19
8 建設資材メーカーの相互的OEM供給	22
9 資材購入のための電子商取引サイトの設立	24
 [公表したもの]	
10 国債取引に関する電子商取引サイトの設立（事前相談制度に基づく相談） …	27
11 協同組合による共同あっせん事業	33
12 事業者団体によるリサイクル費用の徴収方法に関する自主基準の設定	36
 相談窓口一覧	 39

はじめに

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、個別の相談に対応してきている。また、独占禁止法コンプライアンス・プログラムの一環として作成する独占禁止法遵守マニュアルの内容に関する相談等にも応じている。

このような相談については、独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外の者にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例として取りまとめて毎年、公表しており、本年も、法運用の考え方を具体的かつ分かりやすく示すものとして、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の活動に関する相談事例を取りまとめて平成 13 年相談事例集として公表することとした。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、次のとおりである。

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成 3 年 7 月）（以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成 13 年 6 月）（以下「リサイクルガイドライン」という。）
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成 7 年 10 月）（以下「事業者団体ガイドライン」という。）
- 特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針（平成 11 年 7 月）
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成 5 年 4 月）

1 相談制度の概要

公正取引委員会は、事業者等からの電話、来庁等による相談を受け付け、相談者が実施しようとする具体的な活動について独占禁止法上の問題点を検討し、回答するとともに、問題点の解消のための指摘を行っている。

このような一般的な相談のほか、一定の様式によってなされた具体的な相談に対し、文書により回答するとともに、相談者名並びに相談及び回答の内容を公表する事前相談制度が設けられている。

2 事業者等の活動に関する相談の概要

平成 13 年 1 月以降同年 12 月末までに、電話、来庁等によって受け付けた事業者らの相談件数は 1,527 件、事業者団体からの相談件数は 503 件であり、相談の内容別に整理すると、下表のとおりである。また、平成 13 年における相談のうち、特徴的なものは、以下のとおりである。

- ① 業務提携に関する相談

経済環境の変化に対応して効率性を高めるために、競争関係にある事業者と業務提携により相互にOEM供給を行うことについて、独占禁止法上の問題の有無を確認するための相談。

② 電子商取引の導入に関する相談

取引の効率性・利便性を高めるために、インターネットを利用した電子商取引を導入しようとする事業者から、独占禁止法上の問題の有無を確認するための相談。

③ リサイクルへの取組に関する相談

資源有効利用促進法等の法律の適用を受けて、リサイクルに取り組む必要が生じた製品について、事業者団体から、共同でリサイクルに取り組むことの独占禁止法上の問題の有無を確認するための相談。

相談内容別件数

	平成 12 年	平成 13 年
事業者の活動に関する相談	1,672	1,527
○流通・取引慣行に関する相談	(1,178)	(1,177)
○技術取引に関する相談	(148)	(87)
○共同研究開発に関する相談	(37)	(38)
○共同行為に関する相談	(197)	(148)
○その他	(112)	(77)
事業者団体の活動に関する相談	637	503

3 相談事例集の内容及び性格

- (1) 事業者等の活動に関する相談の内容には、各種のガイドラインにおいて解釈基準が示されている行為類型に係るものから、ガイドラインの対象となっていないものまで、様々なものがあるが、この相談事例集では、独占禁止法に関する相談であって、企業結合に関するもの（別途、毎年、主要な相談事例が公表されている。）を除いたすべての相談を対象とし、他の事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。
- (2) この相談事例集における相談の概要については、相談者の秘密保持に配慮し、相談者等を匿名にした上で、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすく取りまとめたものである。
- (3) 相談に対する回答は、相談者から提示された内容に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を判断したものである。また、相談への回答において独占禁止法上問題ないと回答したものは、当該事例について、相談者の市場における地位、市場の状況、商品の特性等を個別に判断した結果であり、他の事業者等の場合に必ずしもそのまま当てはまるものではない。

[再販売価格の拘束]

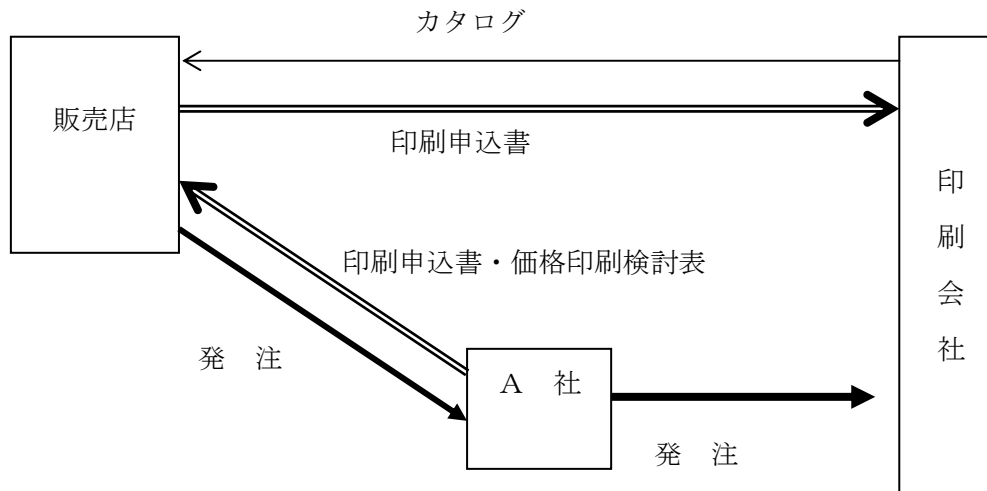
1 メーカーによる販売店の製品カタログの代行作成

機械製品のメーカーが、取引先販売店の製品カタログを代行して作成することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例。

1 相談者 A社（機械製品のメーカー）

2 相談の要旨

- (1) A社は、機械製品の有力なメーカーである。取引先販売店には、A社製品について継続的な取引を続けているものが多い。
- (2) A社は、販売店が広告として利用できるようにメーカー希望小売価格を記載したA社の製品カタログを取引先販売店に有料であっせんしている。しかし、最近オープン価格の製品が増え、製品カタログにメーカー希望小売価格が表示されていない製品が増えている。このため、販売店は、製品カタログとは別に各販売店の小売価格を表示した独自の広告を作成する必要が生じている。
- (3) A社は、経費的に独自の広告を作成することができない販売店のため、製品カタログの中に各販売店の小売価格を掲載するページを設け、各販売店が希望する小売価格と当該販売店の名称・住所を印刷するサービスを行いたいと考えている。このための経費として販売店からは実費を徴収するが、A社がまとめて印刷会社に発注することから、各販売店が独自に広告を作成するよりも安く印刷できる。
- なお、製品カタログに掲載される各販売店の小売価格は、各販売店がA社から配布された印刷申込書に記入し、各販売店から印刷会社に直接持ち込まれ、印刷された製品カタログは印刷会社から各販売店に配送される。
- (4) A社は、各販売店が自己の小売価格を決める際の便宜に資するように、価格印刷検討表を各販売店に配布したいと考えている。この検討表には、商品番号、メーカー希望小売価格、リベートを除いた実質の仕入価格と、この仕入価格にそれぞれ一定の粗利を上乗せした小売価格（4種類の価格パターンと空欄（自由価格））があらかじめ記載されている。印刷を希望する各販売店は自己の小売価格を4種類の価格パターンから選択するか、別途自ら定めた小売価格を空欄に記載することとする。
- このような方法により、A社が各販売店の製品カタログを代行して作成することは、独占禁止法上問題ないか。



(価格印刷検討表)

商品番号	メーカー希望小売価格	実質仕入価格	価格パターン				
			1	2	3	4	5
○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○○○	○○○	○○○	○○○	空欄

3 独占禁止法上の考え方

A社が取引先である各販売店の小売価格を掲載した製品カタログを販売店に代わって作成することから、本件は、再販売価格の拘束の観点から検討する。

- (1) メーカーがマーケティングの一環として、又は流通業者の要請を受けて、流通業者の販売価格を拘束する場合には、流通業者間の価格競争を減少・消滅させることになることから、このような行為は原則として不公正な取引方法として違法となる。
 [流通・取引慣行ガイドライン第2部第1－1（再販売価格維持行為の考え方）]

- (2) A社が各販売店に価格印刷検討表を配布することは、これを通じてA社の営業担当者が各販売店に対して同検討表の利用方法を説明したり、各販売店の求めに応じて他の販売店の小売価格の状況を説明することが十分予想される。そして、A社の価格設定への関与や価格の算定方法の指導が行われることにより、同検討表の価格パターンに販売店の自由記載欄（空欄）があるとしても、各販売店の小売価格を4種類の価格パターンの中から選択するように誘導する効果を有するものと考えられる。

A社の取引先販売店には、A社製品について継続的な取引を続けているものが多いところ、このような販売店に対する価格設定への関与や指導を通じて、A社が各

販売店の小売価格を拘束することになるおそれがあるといえる。

したがって、A社が本件相談の価格印刷検討表を配布することにより、各販売店の製品カタログの作成を代行することは、販売店に対する再販売価格の拘束につながる行為として、独占禁止法上問題となるおそれがある。

4 回答の要旨

A社が、価格印刷検討表を各販売店に配布することにより、各販売店の製品カタログの作成を代行することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[再販売価格の拘束]

2 単なる取次として機能する卸売業者の再販売価格の指示

メーカーと卸売業者との間の取引により、卸売業者の卸売業者への購入価格を決定し、卸売業者はその価格で卸売業者に購入して、手数料分を受け取る取引について独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 A社（医薬品メーカー）

2 相談の要旨

(1) A社は、医薬品のメーカーであり、また、医療機関である卸売業者は、全国的に卸売業者を有する。

(2) 卸売業者は、A社の医薬品（以下「A社製品」という。）について、これまで卸売業者との間で各卸売業者への購入価格（卸売業者の購入価格）を決めていたが、コスト削減のために、今後は、卸売業者とA社の間で直接、より低価格な購入価格を決定し、卸売業者は、単なる流通及び代回収の手数料をい、その取引に対する手数料分を受け取るという取引に変えたいとしている。

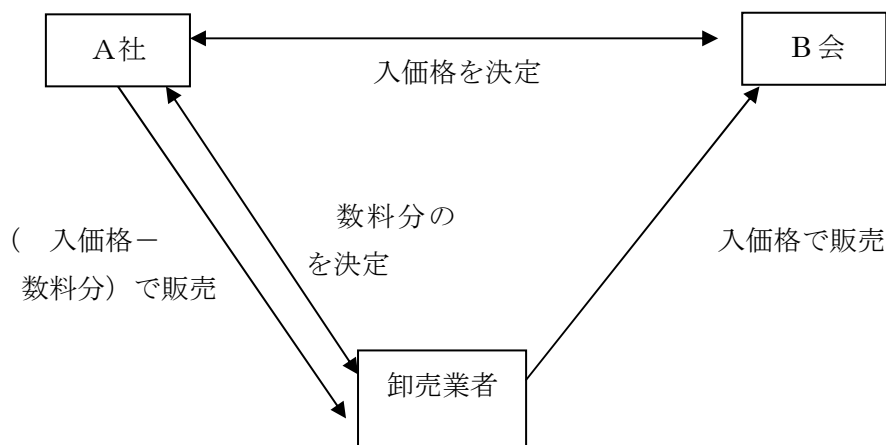
(3) 卸売業者の申入れを受けて、A社では、次のような取引を検討している。

ア A社は、A社製品を卸売業者へ販売し、卸売業者はこれを卸売業者に販売する。

イ A社と卸売業者との間で卸売業者の卸売業者への購入価格を決定する。A社は卸売業者に当該購入価格で卸売業者に販売するよう指示し、卸売業者は当該購入価格で卸売業者に販売する。

ウ A社は、卸売業者が行う卸売業者の各卸売業者へのA社製品の購入及び代回収に対する手数料の額を別途、卸売業者との間で決定し、卸売業者への購入価格から当該手数料分の額を引いた額で、卸売業者に対してA社製品を販売する。

このような取引を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

A社と 会との間の により、卸売業者の ー ーへの 入価格を決定し、卸売業者はその価格で ー ーに 入することから、本件は、再販売価格の拘束の観点から検討する。

- (1) メーカーが流通業者の販売価格（再販売価格）を拘束することは、原則として不公正な取引方法に該当し、違法となる。

た し、メーカーと小売業者（又は ー ー）との間で直接価格について し、入価格が決定される取引において、卸売業者に対し、その価格で当該小売業者（又は ー ー）に 入するよう指示する場合であって、当該卸売業者が 流及び代回収の を い、その 行に対する 数料分を受け取ることとなっている場合など、実質的に てメーカーが販売していると認められる場合には、通 、違法とはならない。

[流通・取引慣行ガイドライン第2部第1－2（再販売価格の拘束）]

- (2) 相談の場合においては、A社と卸売業者、卸売業者と 会との間でそれぞれ取引が成立するものであり、A社は、A社と 会との間で決定した価格で 会に販売するよう卸売業者に指示することとなる。

こうした取引 では、A社と 会との間でA社製品を卸売業者を通して 会に入するという取引の 組 と 入価格が取り決められ、卸売業者は、 流及び代回収の を い、その 行に対する 数料分を受け取るにす ないと考えられる。この場合、当該 入価格が一定の取引数 を前提として取り決められ、当該数が卸売業者に明示される場合には、卸売業者に リスクが生じないことから、本件取引 は、実質的にはA社が 会に販売するものといえ、独占禁止法上の問

題はないと考えられる。

4 回答の要旨

相談の取引は、卸売業者に 担のリスクを わさない場合には、実質的にA社が 会に販売するものと認められ、独占禁止法上問題ない。

[販売方法に関する制限]

3 医薬品の取引先の制限

医薬品メーカーが、薬指導を実施できる薬局・薬店に限定して、医薬品をすることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 A社（医薬品メーカー）

2 相談の要旨

（１）A社は、これまで医 機関での 方 が必要な医 用医薬品 った 製品を、生 の 認を受けて、一般用医薬品として薬局・薬店（以下「小売業者」という。）で販売することとした。A社は、製品の有力なメーカーである。

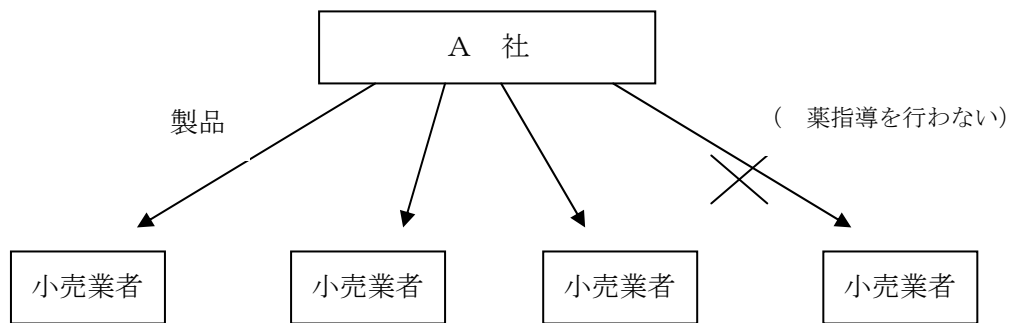
（２）製品は、上記のとおり、医 用医薬品から一般用医薬品に切り 変わったものであり、販売に際して 取の仕方、作用等の注 事 を説明する 薬指導を行わないと、用の仕方によっては、の 状が 化したり、作用の 能性もあると考えられる。そこで、A社は、消費者に適切に 薬指導を実施できる小売業者に限定して 製品を販売することとし、これを実施できない小売業者には 製品をしないこととしたい。

（３）具体的には、A社は、小売業者の選定に当たっては、事前に説明会を開 した上で、同社の販売方針を理解したすべての小売業者に対して 製品を販売することとしている。また、説明会に できなかった小売業者についても、後 、A社の術担当者が個別に小売業者の 業員に対し 説明をすることとしている。

また、A社は、薬指導の 要性にかんが 、A社の再 の要請を無 して 薬指導を行わない小売業者に対しては、場合によっては 製品の 止もあり得るとしている。

なお、A社は、製品の 作用等の 薬上の注 事 を記した説明書を小売業者に配布するとともに、当該注 事 を ー ー けにも広 していくこととしている。

このような販売方法を行うことは独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

A社は、小売業者に対して、薬指導を実施できる小売業者の に 製品の 先を制限することによって、小売業者の販売方法を制限することから、本件は、拘束件付取引の観点から検討する。

- (1) メーカーが小売業者に対して、販売方法（販売価格、販売地 及び販売先に関するものを除く。）を制限することは、商品の安 性の確保、品質の保持、商標の用維持等、当該商品の適切な販売のための合理的な理由が認められ、かつ、他の取引先小売業者に対しても同等の 件が せられている場合には、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、メーカーが小売業者の販売方法に関する制限を として、小売業者の販売価格、競争品の取 い、販売地 、取引先等についての制限を行っている場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる場合がある。

[流通・取引慣行ガイドライン第2部第2-5（小売業者の販売方法に関する制限）]

- (2) 相談の場合においては、A社が、 製品を販売するに当たり、消費者に適切に薬指導等を実施できる小売業者の に 製品を販売するという販売方針を るものである。 製品は医 用医薬品から一般用医薬品に切り わったものであるところ、 取の仕方、 作用等の注 事を説明しないと、 用の仕方によっては、 の 状が 化したり、 作用の 能性もあることから、A社の販売方針は、不適切な 用による 体への の発生を防止するという合理的な理由があると認められる。

また、この販売方針は、すべての小売業者を対象に、 製品の販売に必要な注 事とその販売方法の説明を行った上で、当該販売方法を理解したすべての小売業者に対し販売するというのであれば、すべての取引先小売業者に対して同等な 件が せられていると考えられる。

したがって、A社の販売方針については、適切な販売のための合理的な理由が認められ、かつ、すべての小売業者に対して同等の 件が せられていることから、

独占禁止法上問題ないと考えられる。

- (3) また、A社の再 〆の要請を無 〆して、 〆薬指導せず販売を行う小売業者に対して A社が 〆止を行うことは、 〆薬指導をしないことを理由とするものである限り、独占禁止法問題ないと考えられる。た 〆し、例えば、A社が、 〆薬指導を行わずに販売している小売業者のうち、 〆製品の安売りを行っている小売業者の 〆に 〆止することは、これにより 〆製品の販売価格が維持されるおそれがあり、独占禁止法上問題となる。

4 回答の要旨

A社が、一般用医薬品の不適切な 〆用による 〆体への 〆の発生を防止するという目的のために必要な 〆内で、一般消費者に適切に 〆薬指導を実施できる小売業者に 〆の 〆製品を 〆することとし、 〆薬指導を行わない小売業者には 〆製品を 〆しないことは、独占禁止法上問題ない。た 〆し、 〆薬指導を行わずに販売している小売業者のうち、 〆製品の安売りを行っている小売業者の 〆に 〆止することは、独占禁止法上問題となる。

[的独占]

4 商標権取得等による競争事業者の排除

消費 メーカーが、競争事業者の 用している商標権を取得等することにより、競争事業者が当該商標を 用できなくなることは、独占禁止法上問題となると回答した事例。

1 相談者 A社（消費 メーカー）

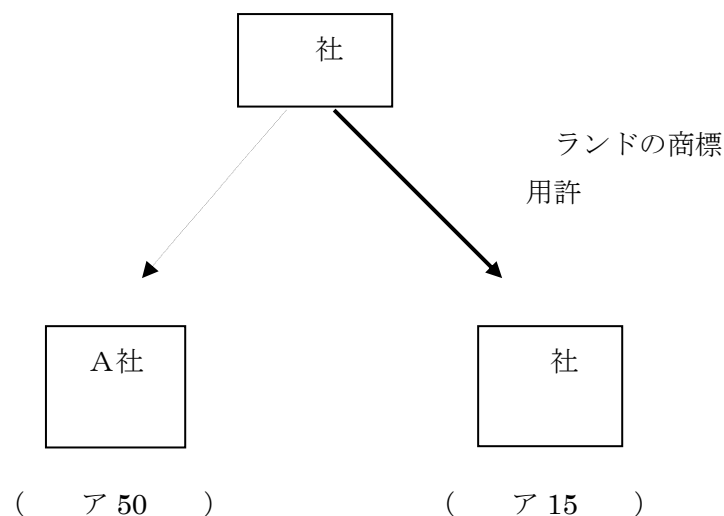
2 相談の要旨

- (1) A社は、消費 である 製品のメーカーである。 製品については、 ランド名が消費者の製品選択に きな を及 しており、 製品のメーカーにとっては、 ランド名を消費者に することが、 要な競争 となっている。

製品市場の アについては、A社は 50 ， 社は 15 を有しており、その他の 製品のメーカーは、それぞれ 10 を下回っている。

- (2) 製品については、 社が 社から商標 用許 を受けて ランドで販売を行っているが、A社は、 製品の品 えを 実させるために、 社から ランドの商標権を取得するか又は 用許 を受けて ランドで 製品を販売することについて検討している。なお、 社が販売している 製品は ランドの であり、社は、引き続き ランドを 用することを予定している。

A社が、 ランドの商標権の取得等を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

A社は、製品市場において 〇〇 に有力な地位にあるところ、競争事業者である 〇〇 社の ランドの商標権を取得等することから、本件は、 〇〇 的独占の観点から検討する。

- (1) 事業者が、単独で、又は他の事業者と共同して、他の事業者の事業活動を排除し、又は 〇〇 配することにより、一定の取引分 〇〇 における競争を実質的に制限することは、 〇〇 的独占に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3条(〇〇 的独占)]

- (2) 相談の場合において、A社が 〇〇 ランドの 〇〇 製品を販売するために、 〇〇 社の有する 〇〇 ランドの商標権を取得する又は 〇〇 用許 を受ける場合、 〇〇 社は 〇〇 ランドを 〇〇 うこととなる。

この場合、製品市場においては ランド名が 〇〇 要な競争 〇〇 であるところ、 〇〇 社が 〇〇 たに自社 ランドの開発を行って 〇〇 製品を販売するためには、 〇〇 たな広告費や小売店に対する営業活動等が必要となるのに 〇〇 え、競争事業者であるA社は ランドの 〇〇 製品を販売することによって、 〇〇 行の 50 〇〇 の 〇〇 アをさらに 〇〇 ばし、市場における地位を 〇〇 めることになるから、 〇〇 社が 製品市場において事業活動を行うことは 〇〇 になるおそれがある。

したがって、A社が 〇〇 社に 〇〇 きかけて、 〇〇 社との ランドの商標 〇〇 用許 契約を解除させることにより、 ランドの商標権を取得し、又は商標 〇〇 用許 を受ける場合には、製品市場における競争を実質的に制限し、独占禁止法上問題となる。

4 回答の要旨

相談の場合においては、製品市場において 〇〇 に有力なメーカーであるA社が、 〇〇 社に 〇〇 きかけて競争事業者との商標 〇〇 用許 契約を解除させることにより、当該競争事業者が 〇〇 用している商標権を取得し、又は商標 〇〇 用許 を受ける場合には、独占禁止法上問題となる。

[不当な取引制限]

5 たばこメーカー3社による自主基準の策定

たばこメーカー3社が共同して広告活動等に関する自主基準を策定することについて、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 A社（たばこメーカー）

2 相談の要旨

(1) A社ら3社は、 的な で活動している のたばこメーカーである。A社ら3社は、国内のたばこ製品の販売 アのほとんどを占めている。

(2) 未成年者の 防止や広告活動の 制が、社会的に 要な 題となっていることから、A社ら3社は、たばこ製品の広告活動等に関する自主基準を作成することとした。

(3) たばこ製品の広告活動等に係る自主基準は、主に以下のような内容としたいが、独占禁止法上問題ないか。

ア 広告表 に関する 制

 未成年者を対象とした広告を実施しないこと等

イ 広告メ ィアに関する 制

 少なくとも 者の 75 が成 であること等を じる合理的な がない への広告を実施しないこと等

ウ 販促 ンペーン、販促イベントに関する 制

 販売促進イベントへのアクセスを成 の に限定すること等

 ス ンサー ップに関する 制

 すべての競技者が成 であると じる合理的な がないイベント又は競技 のス ンサーとならないこと等

オ パッケージ・販売・流通 制

 たばこ製品のすべてのパッケージに、明確に 認されるよう 告表示を行う こと等

3 独占禁止法上の考え方

A社が競争メーカーである他の2社と共同して、たばこ製品の広告活動等について一定の取決めを行おうとするものであることから、本件は、不当な取引制限の観点か

ら検討する。なお、本件の検討に際しては、事業者の行為ではあるが、事業者間において行われる自主規制であることから、事業者団体ガイドラインの営業の種類、内容、方法等に関する自主規制の考え方が参考になる。

(1) 事業者団体ガイドラインでは、社会公共的な目的のために行う営業方法等の自主規制に係る競争性の判断については、環境の保護や未成年者の保護等の社会公共的な目的等への対応のために合理的に必要とされる営業の種類、内容、方法等に関する自主的な基準を設定することは、要者の利益を不当に侵さず、事業者間で不当に別的なものではない限り、違反とならない（事業者団体ガイドライン 8-5（社会公共的な目的等のための基準の設定））とされている。

(2) 相談の場合においては、A社ら3社は、国内市場においてほとんどのシェアを有するところ、たばこ製品の広告活動等を一定の範囲で相互に制限しようとするものである。

しかしながら、自主基準の内容は、未成年者の保護防止という社会公共的な目的に基づき、未成年者を対象とした広告等を規制するものであり、合理的に必要な範囲で規制するものであると考えられる。また、たばこ製品の価格等その他の必要な競争となり得るものは対象とされておらず、未成年者を対象とした広告を規制するものであることから、要者である成金の利益を不当に侵すものではなく、メーカー間で不当に別的なものでもないことから、このような内容の自主基準を策定したとしても、メーカー間の販売分野における競争を実質的に制限するおそれはないと考えられ、独占禁止法上問題ない。

4 回答の要旨

A社ら3社が共同して相談の広告活動等に関する自主基準を策定することは、独占禁止法上問題ない。

[的独占，不当な取引制限]

6 食品メーカーによる共同配送会社の設立

入先スーパーからの要望に基づいて，食品メーカーが子会社を設立して自社の競争事業者と共同配送を行うことは，独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 A社（食品メーカー）

2 相談の要旨

（１）A社は，食品メーカーで，食品については有力なメーカーである。

（２）小売店立地法が施行されたことにより，スーパーとしては，場の確保，入の減，間入の禁止等地主からの要望に応じていくことがこれまで以上に重要な課題となっている。こうした状況をまえ，全国的に店を開いている有力なスーパーである社は，自社で配送する能力を有し，かつ食品の取引の多いA社に対して，社への入に当たって，他の食品メーカーと共同配送するように要望している。

なお，社は食品におけるアは，1位がA社で5，2位メーカーが1，りのメーカーはいずれも1以下となっている。

（３）そこで，A社は，社の要望に応えるため，他の食品メーカーとも相談して共同配送を実施することとし，A社の100資子会社である共配センターをたに設立することとした。

具体的な共同配送の流れは，

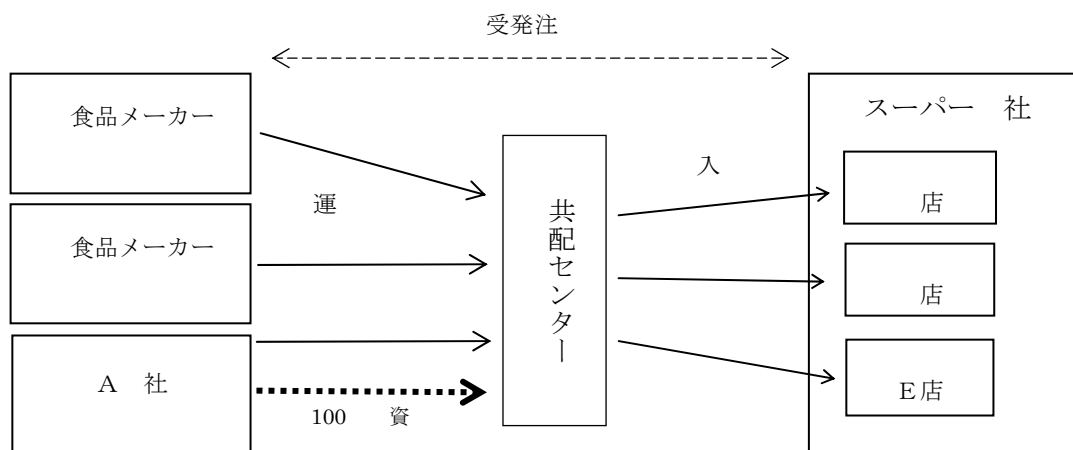
ア食品メーカーは，来どおり社と直接受発注を行う。

イ食品メーカーは，商品と用をケースに入れ，各社独自に共配センターの指定された場所まで運び，共配センターはこれを取りまとめて社の各店に入する。

ウ食品メーカーは，社の各入先店別のケース数（ケースは，各社のものを用）をする直前に共配センターへする。

というものである。

なお，共配センターの業員は，社の各店の店での作業を一切行わない。また，A社は，流コストを減するためにできるけ多くの食品メーカーに参を要請することとしている。



(4) さらに、A社は、共配センターを通じて自社に他の食品メーカーの が
 すること及びA社を む 食品メーカー間において競争 に係る が共有さ
 れることをそれぞれ防止する観点から次のような対策を考えている。

ア A社の役員は、共配センターの役員を 務せず、A社の 業員も共配センター
 へ させない。

イ A社を む各食品メーカーと共配センターの間において、取引に関する
 (価格、数 等)を し、又は しない旨の を む契約を 結する。

ウ 社と各食品メーカーとの取引に係る 用 は、 用ケース(外から えな
 い)に入れ、共配センターと各食品メーカーとの取引に係る には、価格、数
 等には れず 受に必要なケースの個数の を記載して、取引に関する を
 共配センターの 業員が り得ないようにする。

以上のような共同配送を行うことは、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

社 けの 食品において に有力なA社が100 資の共配センターを設立し
 て、競争事業者である他の 食品メーカーと共同配送を行おうとするものであること
 から、本件は、 的独占及び不当な取引制限の観点から検討する。

(1) ア 事業者が、単独で、又は他の事業者と共同して、他の事業者の事業活動を排
 除し、又は 配することにより、一定の取引分 における競争を実質的に制限
 する場合には、 的独占に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3 (的独占)]

イ 相談の場合においては、①特に制限を設けることなく、できる け多くの
 食品メーカーに参 を要請としていること、②A社と共配センターとの間
 では、 務、 等の 的な 流が制限されており、また共配センターと他の

食品メーカーの取引に関する が されることもない。したがって、共配センターの運営については中立性が確保されることから、共同配送の仕組み自体は、直ちに独占禁止法上問題ないと考えられる。

た し、A社は 社 け 食品において5 の アを有するところ、他の 食品メーカーが共配センターを利用しなければ 社との取引が という状況において、A社があるいはA社と他の 食品メーカーが共同して、他の 食品メーカーの共配センターの利用を不当に制限することは、独占禁止法上問題となる。

- (2) ア 事業者が、他の事業者と共同して、製品の価格、数 等競争 を相互に制限することにより、一定の取引分 における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3 (不当な取引制限)]

イ A社が他の 食品メーカーと共同配送を実施することは、 社への 入の効率化を目的とするものであり、共同配送自体が 社 けの 食品の販売競争に及 す は少なく、独占禁止法上問題となるものではないと考えられる。た し、共同配送を通じて商品の価格、数 等の 要な競争 について が行われる場合には、一定の取引分 における競争を実質的に制限し、独占禁止法上問題となるおそれがある。

ウ 相談の場合においては、①共配センターはA社及び各 食品メーカーとの契約において、取引に関する (価格、数 等) について守秘 務を定めるとしていること、②共配センターの 業員は取引に関する を取得できないシステムとするなどの対策を施した上、 社と各 食品メーカーとは直接受発注を行い、共配センターは商品の運 の を行うとしていることから、共同配送を通じて各食品メーカーが価格等について を行うおそれは小さく、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A社が、 社への 入に当たって、子会社である共配センターを設立し、他の 食品メーカーと共同配送を行うことは、独占禁止法上問題ない。た し、 食品メーカーが共配センターを利用しなければ 社との取引ができないという状況において、A社があるいはA社と他の 食品メーカーが共同して、競争事業者である 食品メーカーの共配センターの利用を不当に制限する場合には、独占禁止法上問題となる。

[不当な取引制限]

7 食品の原材料メーカーの相互的OEM供給

食品の原材料メーカー2社が、運送コスト 減のため、 地 け製品について相互的OEM供給を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 A社（食品の原材料メーカー）

2 相談の要旨

（1）A社及び 社は、食品の原材料となる 製品のメーカーである。

製品については、A社が約4 の アを有するが、その他にも約2 の アを有するメーカーなど有力なメーカーが 数 し、 社の アは5 である。

（2）製品のほとんどのメーカーは、国内に1 場の を有しており、そこから 国に製品を供給している。また、 製品メーカーは、 製品の 要の 部分を占める 食品メーカーの本社とそれぞれ契約を行い、各メーカーが食品メーカーとの間で決めた価格で取引している。

（3）製品は、製 から数 間以内に 生 理及び 度 理された トラックで運送する必要があるため、運送コストが きい。このため、A社は、運送コストを 減するため、 社との間で、相互にOEM供給を行うことを検討している。

この具体的な内容としては、A社は近 地 に 場を有し、一方、 社は に 場を有しているため、A社は、 の取引先 けの 製品の 分の を 社からOEM供給を受け、 社は、 本の取引先 けの 製品をA社からOEM供給を受けるというものである。

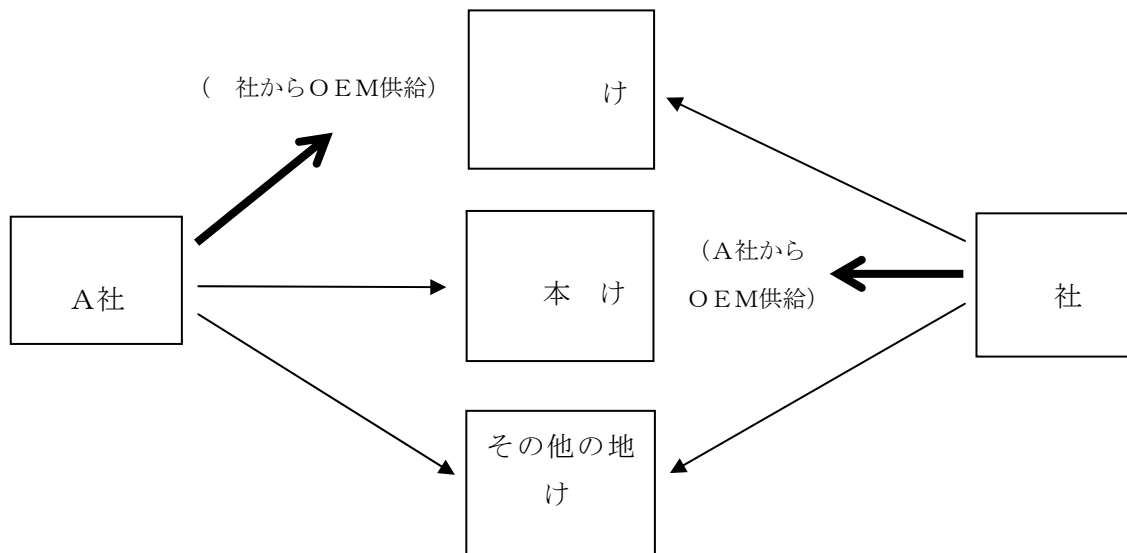
なお、 社は、営業基 である けの販売 が多く、 地である 本 けは少ない。

（4）OEM供給を受ける数 は、A社は自社販売数 の数 、 社は自社販売数 の10 度である。A社の近 地 場及び 社の 場とも製 を受 できる生 力があることから、相互にOEM供給を行うことが十分に 能である。また、製品の販売は、 来どおり独自に行い、互いに販売価格や取引先などには一切関与しない。

なお、A社の場合、 製品の販売価格のうち、製 コストは5 以上を占め、運

送コストは1 度という 合になっている。

以上のように相互にOEM供給を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

競争関係にあるA社と 社が、相互にOEM供給を行おうとするものであることから、本件は、不当な取引制限の観点から検討する。

- (1) 事業者が、他の事業者と共同して、製品の価格、数量等競争を相互に制限することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3 (不当な取引制限)]

- (2) 相談の場合において、A社と 社(以下「2社」という。)は5 の アを有し、製品について相互にOEM供給を行うことにより、製コストなど企業活動を行う上で 要な を互いに り得ることになるが、

ア 2社が相互にOEM供給する数量は、それぞれ自社販売数量の数量ないし10度につき、コストの共通化によって販売分野での競争が減されるおそれは小さいこと

イ 2社は、来どおり独自に販売を行い、互いに販売価格や取引先などには一切関与しないとしていること

ウ 製品市場については、有力な競争事業者が数量していること

に相互にOEM供給を行うことにより、生産能力を上回ることになれば、2社の間において生産量の調整を行う必要が生じ、競争を制限するおそれがある

が、相談の場合においては、2社において 製品の製 を受 できる生 力が
あり、生 能力を上回ることはないこと
から、2社が相互にOEM供給を行うことは直ちに 製品の販売分 における競争
を実質的に制限するものとはいえず、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A社が 社との間で、 製品について相互に相談のOEM供給を行うことは、
の市場の状況から判断すれば、独占禁止法上問題ない。

[不当な取引制限]

8 建設資材メーカーの相互的OEM供給

建設資材メーカー2社が、運送コスト 減のため、 地 け製品について相互にOEM供給を行うことについて、独占禁止法上問題となると回答した事例。

1 相談者 A社（建設資材メーカー）

2 相談の要旨

（1）A社は、建設資材である 製品の有力なメーカーである。

製品メーカーは、A社のほか、 社及び 社の3社となっている。各社の
アは、A社が50 ， 社が40 ， 社が10 で、 入品が数 度ある。

（2） 製品については、 い不況で 要の が続き、 ークに べて 要が約3分
の2となるなど 算が 化していることから、A社は、製品価格の約1 を占める
運送コストを 減するため、 社との間で、相互にOEM供給を行うことを検討し
ている。

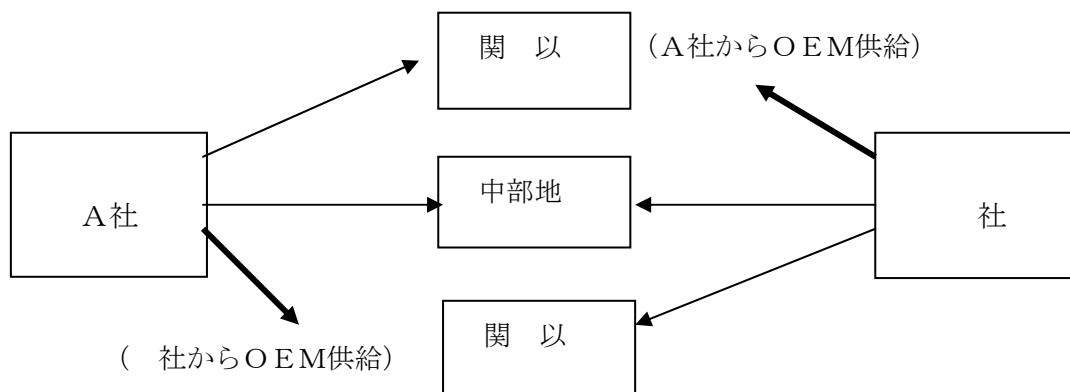
この具体的内容としては、A社は関 地 に 場を有しており、 社は関 地
に 場を有していることから、A社の関 以 の への販売相当 を 社へ、
社の関 以 の への販売相当 をA社に、それぞれOEM供給を委 する。

例えば、A社の の に 入する場合、 来はA社の関 地 の 場から配
送していたが、 社の関 地 の 場から配送することにより、運送コストを 減
できる。

（3）OEM供給を受ける数 は、A社は自社販売数 の約30 ， 社は自社販売数
の約40 である。A社、 社ともに、 の 場の年間 率を考えれば、生
を受 できる生 力があることから、相互にOEM供給を行うことが十分に
能である。また、 製品の販売は、 来どおり独自に行い、互いに販売価格や取引
先などには一切関与しない。

なお、建設資材の性質上 製品の販売価格のうち、製 コストが相当の部分を占
める。

以上のように、相互にOEM供給を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

競争関係にあるA社と 社が、相互にOEM供給を行おうとするものであることから、本件は、不当な取引制限の観点から検討する。

- (1) 事業者が、他の事業者と共同して、製品の価格、数量等競争を相互に制限することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3条(不当な取引制限)]

- (2) 相談の場合において、A社と 社(以下「2社」という。)は、それぞれ独自に販売を行い、互いに販売価格や取引先などには一切関与しないとしているものの、ア 2社が相互にOEM供給することにより、地域的に見れば、関以の には販売される 社の製品は、ほとんどすべて 社の製に係る製品、反対に関以にはほとんどすべてA社の製に係る製品となり、中部を除く地域において 社の製コストが共通化され、また、製品の販売価格のうち製コストが相当の部分占めることから、2社の製品市場におけるアが約90%を占めることをまとめると、2社の販売価格が同一水準になりやすいなど、販売分野での競争が減されるおそれが高いこと

イ 相互にOEM供給を行うことを通じて、製コストなど企業活動を行う上で重要な要素を占めることは、2社のアからすれば競争に与える影響が高いと考えられること

から、2社が相互にOEM供給を行うことは、製品の製販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法上問題となると考えられる。

4 回答の要旨

A社及び 社が、製品について相互に相談のOEM供給を行うことは、独占禁止法上問題となる。

[不当な取引制限]

9 資材購入のための電子商取引サイトの設立

電子商取引サイト運営会社が提供する電子商取引サイトを利用して、同運営会社の 資会社が競争事業者と資材購入を共同して行うことは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例。

1 相談者 A社（電子商取引サイトの運営会社）

2 相談の要旨

- (1) A社は、電子商取引サイトの運営等を行う事業者であり、化 製品の 製品メーカーである 社や他の業種の事業者など数社の 資を得て設立された。 社は、製品市場の有力な事業者である。

なお、A社の役員及び 業員は、すべて 資会社からの である。

- (2) A社は、 製品の製 に要する資材の のための電子商取引サイト（以下「サイト」という。）の設 を検討しており、当該サイトでは購入業者が、必要とする資材をサイト上で公開して、販売業者を り、最も い販売価格を提示した販売業者と取引する、いわ るオーク ンなどを行うことを予定している。

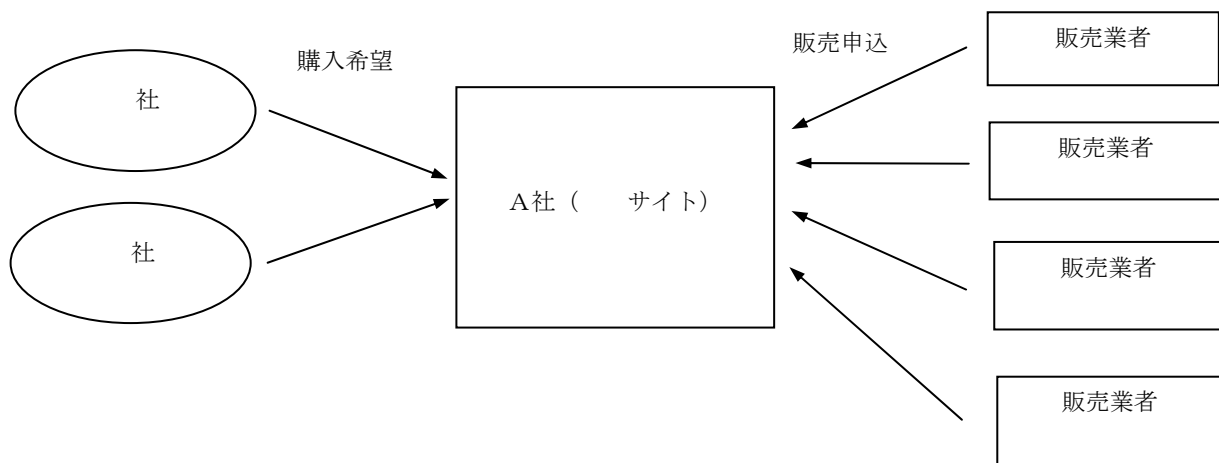
また、A社は、オーク ンにおいて、購入業者が共同して必要とする資材を取りまとめて購入できる ステムを導入することを検討しており、 社に えて、製品市場の有力な事業者である 社に参 してもらうことを考えている。例えば、 社が同サイト上で100 ロットを購入する場合に、 社の購入数 100 ロットをえた合 200 ロットを購入数 とすることで、購入ロットを きくし、これまでよりも い価格で できるというものである。

また、A社は、上記 ステムを に行うために、 社にもA社に 資してサイトに参 してもらいたいと考えている。

- (3) 製品の製 に要する資材の多くは、 製品の製 という用途のための資材であることから、 製品以外の製品に 用ができず、 用性がない。 製品の製 に要する資材の購入市場においては、 社と 社の アの合 は6 を えている。

また、 製品については、その製品の性格から販売地 がある 度限定されていることから、 社と 社はほとんど競争関係にはない。

以上のような サイトを設けることは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

A社が提供する サイトにおいて、事業者は 製品の製 に要する資材を共同して購入することから、本件は、不当な取引制限の観点から検討する。

- (1) 事業者が、他の事業者と共同して資材の購入を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は 行することにより一定の取引分 における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3 (不当な取引制限)]

- (2) ア 共同購入については、一般に、製品の販売分 における参 者の アが高く、製品製 に要するコストに占める共同購入の対象となる資材の購入 の 合が高い場合には製品の販売分 において、また、共同購入の対象となる資材の 要 体に占める共同購入参 者の アが高い場合には当該資材の購入分 について、それぞれ独占禁止法上問題が生じる。

イ 相談の場合におけるオーク ンは、A社が提供する サイト上で、 社及び 社（以下「2社」という。）が 製品の製 に要する資材を取りまとめて購入するものであることから、共同購入の一 式と考えられる。

2社は、 製品の製 に要する資材の購入市場において6 の アを占めるところ、2社が本件 サイトを利用して当該資材を購入するのが一般的な場合には、当該資材の共同購入を行うことにより2社が市場 配力を行 することとなるおそれが 多く、当該資材の取引における競争が制限され、独占禁止法上問題となるおそれがある。

なお、2社は 製品の販売についてほとんど競争関係にはないことから、共同購入による 製品の販売市場の競争に与える は小さいものと考えられる。

- (3) また、共同購入を行わない場合においても、A社が提供する サイトには、製品の製 に要する資材の取引に関する が集まることとなる。このため、社がA社に 資して役員又は 業員を する場合には、A社に している役員等を通じて、当該資材の購入数、購入価格等について、2社間で相互に がされ、共通の 思が 成されるおそれがある。このような場合には、当該資材の取引における競争が制限されるおそれがあり、独占禁止法上問題となる。

た し、A社、社及び社それぞれの間において、格な 断のための を じた上で、2社が、個別にA社が提供する サイトにおいてオーク ン方式によって資材購入を行うことは、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

- (1) 社が サイトに参 して社と相談のオーク ンによる共同購入を行うことは、購入しようとする資材の取引市場における競争を制限し、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- (2) 共同購入を行わない場合であっても、社がA社に 資して役員又は 業員を する場合には、当該役員又は 業員を通じて 資会社間で相互に が されることにより、当該資材の購入数、購入価格等についての共通の 思が 成される場合には、当該資材の取引における競争が制限されるおそれがあり、独占禁止法上問題となるので、A社、社及び社それぞれの間において、格な 断のための を じる必要がある。

[不当な取引制限]

10 国債取引に関する電子商取引サイトの設立（事前相談制度に基づく相談）

電子商取引運営会社が 会社と機関 資 の国債売 取引の場を提供するとともに、各 会社が に提示する 配 のうち、 にとって最も有利な 配 を 会社に イード ックすることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 インサイドドットコム 株式会社

2 相談の要旨

(1) 基本 システム

インサイドドットコム 株式会社（以下「インサイ」という。）は、以下のとおり、インターネット又は インサイ 用ネットワークを利用して国債の売 を行うためのイン ラを し、 会社と機関 資 の の国債売 取引の場（電子サイト）を提供することを業務としている。この電子サイトを通じて、参 会社は、取引の対象となる国債の各 について、電子サイト上で 配（注）を機関 資 に提示し、機関 資 がその中から選択して売 取引を行うものである。

(注) 会社は、その価格であれば機関 資 からの売 注文に 点においては応じるという 思表示として、各 とにそれぞれ独自の 利分 や市場に基づいて算定した 配 を機関 資 に提供している。具体的には、①国債の先 市場の動き、②外為市場の動き、③ の 策などの を参考として 配 を算定しており、 会社、 , 市場環境により なるが、数 から数十 とに されている。 配 は、いわば売 の目安になる価格である。

(2) 機関 資 に提示される価格 等

機関 資 が インサイの電子サイト上で、表示させたい年限（10 年債等）の に関する価格 にアクセスすると、当該年限の が表示され、それぞれの についての 点での最 配 が表示される（ 1 参 。 会社は、この価格 を ることはできない。）。なお、最 配 は、数 から数十 とに されるものと予想される。

この「最 配」とは、機関 資 が取引する 会社が配 する国債の との 配 の中で、機関 資 にとって最も有利な価格（ 会社の「売り」（オー）の場合には利回りの最も高いもの、同じく「 い」（ビッド）の場合には利回りの最も いもの）であり、自動的に決定される。

機関 資 は、さらに各 とに、各 会社がそれぞれのどのような 配 を提示しているかを ることもできる。

1（価格 ）

	数		
7	30	1 330	234
5	20	1 280	233

〔最 配 を提示
する 会社数〕
〔売 能な
(単位)〕
〔最 配 (利回
り表示, 単位)〕

(3) ンサイが提供するサービス

ア 発注

機関 資 が、最 配 などが掲示された価格 を て、当該最 配 を配 した 会社に対し、その 配 で注文を し、 ンサイが一律に定める合理的制限 間内に、当該 会社からの 事を得て取引を確定し、取引を に 行させる システムである。

イ 引き合い

機関 資 が、最 配 などが掲示された価格 を て、あらかじめ選ん 、売り・ いの別、取引 を前提 件に、価格提示要請を5社以内の 会社に けて同 に行い、これらの 会社が提示する価格（利回り）の中から選択して一社に注文する システムである。

ウ 会社に対する最 配 の ィード ックサービス

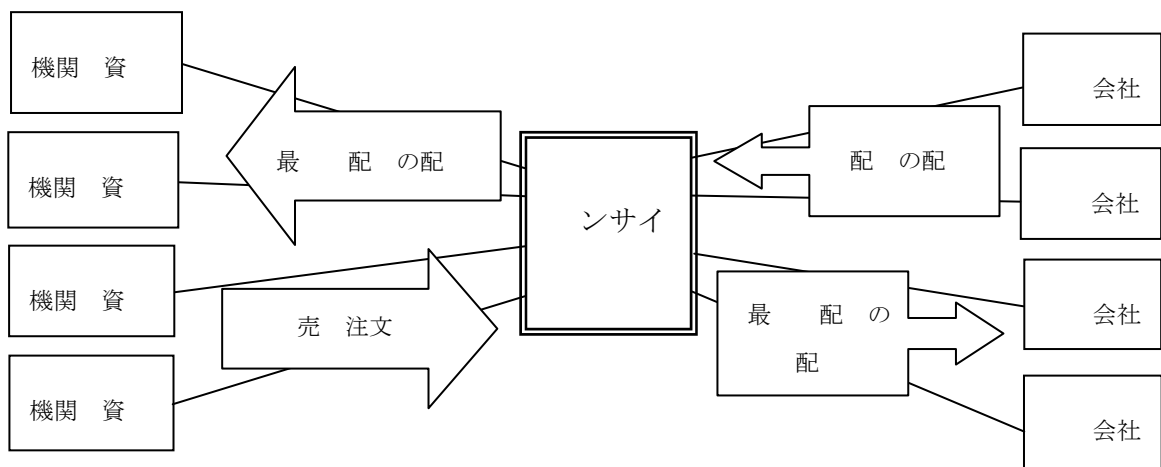
(ア) ンサイは、国債の各 の最 配 が される 度、これを各参 会社に ィード ックする。なお、機関 資 に提供される最 配 は、前記のとおり、当該機関 資 が取引する 会社が配 する 配の中から されるものであるのに対し、各参 会社に ィード ックされる最 配 は、 ンサイに参 するすべての 会社が配 する 配の中から されるものである。

また、各 会社に ィード ックされる は、 と最 配 の であり、最 配 を提示した 会社名その他の は ィード ックされない。

(イ) ンサイは、最 配 を 会社に ィード ックすることによって、参 会社が最 配 という 観的な市場 を適 に入 することができ、これに基づいた公正 当な競争に基づく価格決定が 能となり、国債取引の な活性化を促進している。

また、ある参 会社が特定 の価格（ 配 ）を他社の価格と し て しく不合理な 準に決定してしまった場合、機関 資 は ンサイの価格 を通じて、当該価格が不合理なものであると認 しつつ、当該 の 取引を行うことができるのに対し、 会社は、自社の価格設定（プライ ング）が不合理なものかどうかその 点では判断できない。このように、機関 資 がノーリスクで容 に取引の売 を得る一方で、 会社が一方的にリ スクを うという事 を回 し、国債取引の公平性を担保するために、 会社に対し 観的な市場 である最 配 を ィード ックすることが必要となるとしている。

2



3 独占禁止法上の考え方

（1）一定の取引分

国債は、 本及び利 が保 されることから安 性が高く、また、発行 も流通 も多いため 性にも れていることから、他の 利商品では には代 できない商品特性を持っている。また、債 市場で流通する国債は、（ 性 ）や（コマー ル・ペーパー）等の 市場の商品とも なる。さらに、国債の先 取引は、 取引のリスクを ッジする としてなされるものであることから、 取引とはそもそも性格が なるものといえる。

したがって、本件相談では、 会社の機関 資 けの国債（ 引 国債を除く。以下同じ。）の 取引を一定の取引分 とすることが適当である。

（2）本件 システムに対する基本的考え方

ア 本件 システムの 自体は、参 する 会社及び機関 資 の取引に係るコストを 減するとともに、機関 資 が国債の各 についての各 会社の価格 等を同 に参 することを 能とすることを通じて、取引機会を する

ことになることから、競争促進効果を有するものと考えられる。

イ 本件 システムの仕組みをみると、

(ア) 本件 システムでは、 シンサイに集まる取引 について、 シンサイと各
会社及び 会社間の 価格は 規制されていること

(イ) シンサイが 会社及び機関 投資 に対して、自社サイトでの取引を 義務付
けたり、他のサイトの利用を制限するような契約 等は されないこと

(ウ) シンサイへの参入は、 会社、機関 投資 とも基本的にはオープンなもの
となっていること

から、競争制限的なものとならないような仕組み となっている。

ウ また、本件 システムで シンサイが開 するサービスのうち、 発注及び引き
合いについては、各 会社が提示する価格 を機関 投資 に配 分し、それを
参考にして当該機関 投資 が 会社を選定し、個別に 会社と取引するもの
である。したがって、 シンサイのサイトを利用する点を除けば、各 会社がそ
れぞれ独自の システムを 通じて機関 投資 と取引することと基本的には同じで
あることから、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、 シンサイが、参入 会社に対して最良 配 を提供することについ
ては、次のとおり に検討する必要がある。

(3) 会社に最良 配 を提供することについて

ア 考え方の方

(ア) シンサイの システムでは、 発注は、 会社が配 分する 配 分によって
機関 投資 が取引を決定するという システムであり、引き合いについても、
会社が配 分する 配 分によって機関 投資 が引き合いの対象となる 会
社を決定することから、 シンサイにおいて提供される 配 分は売 価格に 近
て近い性格のものであるということが出来る。

配 分は、上記のような性格を有するところ、本件では シンサイが国債の売
分により収 入を得る 会社に対して最良 配 を提供することが、
会社間に国債の売 価格についての共通の目安を与え、各社間で国債の売 価
格に関する 誤解又は共通の 誤解の 成につながる事となるかどうか
が問題となる。

(イ) 本件のように電子商取引における参入 事業者間の 配 分の共有化が競争制限的
な行為を促し、独占禁止法上問題となるかどうかについては、主に、以下の事

，すなわち，

- ① 当該電子商取引の対象となる市場が競争的とはいえないか
- ② 電子商取引を運営する事業者が参 事業者の 資により設立されたものか
- ③ 競争関係にある事業者間で が共有されるものか
共有される が競争 の具体的な内容に関するものか
共有される が しいものか 又は 来の取引に関するものか
共有される が 公表か 要者を めて広く提供されないのか
にどの 度当てはまるかを総合的に検討した上で判断する必要がある。

イ 本件に関する検討

(ア) 前記①について、国債の売 取引において 会社は、数 から数十 とに 配 を するように、 に少しでも他の 会社よりも有利な 件を機関 資 に提示することによって、売 注文を得ようとするものであり、機関 資 も収集した を独自に分 し、実際に売 を行うに際しても 数の 会社から取引 件を させた上で判断していることから、 会社間で活発な競争が行われているといえる。

一方、前記②について、 ンサイは、 会社の 資により設立されたものであり、また、前記③及び について、最 配 は、 ンサイに参 する 会社の が利用 能であり、 公表である。なお、参 する機関 資 にも最 配 は配 されるが、これは当該機関 資 が取引する 会社から されるものであることから、各 会社に提供される最 配 と同じものとは限らない。

(イ) 前記 及び について、国債の売 において、 会社の競争 となり得るのは国債の売 価格であり、この売 価格に めて近い性格を有する 配 について、 ンサイはその最 配 を各 会社に提供することとなる。最 配 は、各 とに、おおむ 数 から数十 とに されていくとされるものの、当該 配 は最 点のものであり、正にリアルタイムの動きといえる。また、各社の示す 配 は、 々の取引の経 に基づく相場観からは 同一 準となること、 配 が数 から数十 とに されていくとしても一般的には きな変動はないといった性格を有する。

(ウ) 以上からすれば、 ンサイが、競争を活発に行っている 会社に対して最 配 を ィード ックすることは、国債の売 価格についての 明性を高め、 会社間の競争を促進する効果をもたらし、直ちに独占禁止法上問題とはならないと考えられるが、一方で、最 配 が、各社が次に 配 を配

する際の目安となる 能性を 定することはできない。

4 回答の要旨

以上により、事前相談申 書に記載された ンサイの行為は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

た し、 ンサイが 会社リアルタイムで最 配 を ィード ックすることについては、 会社間に国債の売 価格についての共通の目安を与え、各社間で国債の売 価格に関する の 解又は共通の 思の 成につながる 能性があることを 点で 定することはできない。 に、今後、 ンサイのサイトを利用して、 会社間で国債の売 価格に関して を行うなど、 の 解又は共通の 思が 成されれば、独占禁止法上問題となるので、このようなことがないよう十分 する必要がある。

なお、本回答に際しての判断の基 となった事実に変 が生じた場合その他本回答を維持することが適当ではないと認められる場合には、文書により本回答の 部又は一部を 回することがある。この場合は、このような 回をした後でなければ、本件相談の対象とされた行為について、法的 を ることはない。

- 本件相談は、事前相談制度に基づく相談であり、平成 14 年 3 月 14 付けでその内容を公表しているところである。

(掲載先)

公正取引委員会 ームページ <http://www.jftc.go.jp>

11 協同組合による共同あっせん事業

一般 の収集運 業者の協同組合が 電リサイクル法に基づく 電4品目の回収について共同あっせん事業を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 協同組合（一般 の収集運 業者の協同組合）

2 相談の要旨

（1）当組合は、A自 体の において、一般 の収集運 業を営む事業者を組合員とする協同組合であり（以下「 協同組合」という。）、 事業者を まないなど独占禁止法第22 各号で定める同法の適用除外の要件を たしている。

（2） 電4品目については、 電リサイクル法に基づき、リサイクルのための回収が行われるところ、同回収のルートは、 電小売店ルートと 電小売店以外のルートに分けられる。

電小売店ルートとは、 電製品の small 小売業者（以下「 電小売店」という。）が①自らが に販売した 電4品目及び②自らの販売に う下取品としての 電4品目を 電リサイクル法に基づく 務により回収するものである。

電小売店以外のルートとは、購入した 電小売店が不明であったり、 地に 所 すること等から 電4品目が 電小売店に引き取られることなく排 される場合に、 電小売店以外の者が回収するものである。

（3）A自 体は 電4品目の回収を行わないこととし、 間の一般 収集運 業者に回収を要請した。このため、要請に応じた事業者は、 電4品目の回収を効率的かつ確実に行うため、 協同組合を設立し、共同あっせん事業として 電4品目の回収を行うこととした。

（4）共同あっせん事業の概要は次のとおりである。

① 協同組合は、あっせんの方法としてA自 体の をあらかじめ組合員数分の地 に分け、1地 に1名ずつ組合員を り る。

② 協同組合は、 一の受付窓口を設け、消費者から 電4品目の回収の申込を一 して受け付け、申込者の住所により、当該地 を担当する組合員に受注をあっせんする。

③ あっせんを受けた組合員は、申込者に受注の を行った上、 電4品目を

回収し、電メーカーの指定引取場所まで運 び、メーカーに引き 出す。

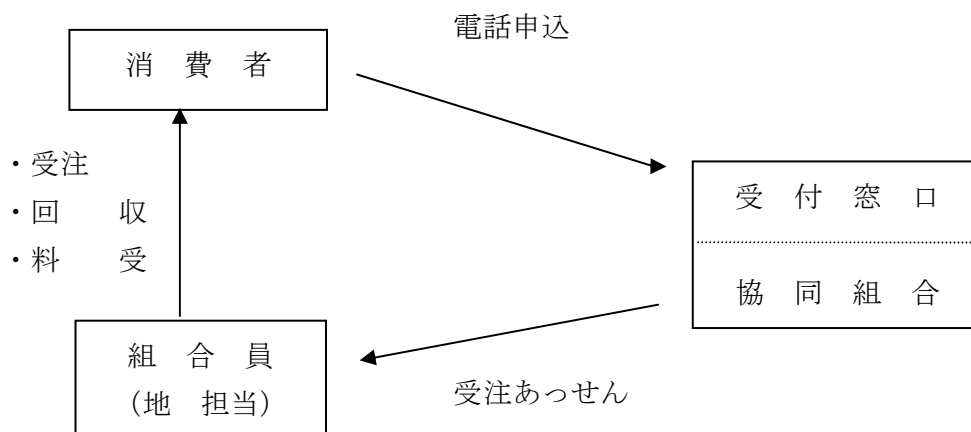
協同組合はあっせんを行うものであり、電 4 品目の回収に係る契約は、申込者と回収を行う組合員との間で行われる。回収料 は、各組合員が独自に設定し、回収を行った組合員と申込者の間で料 金の 受を行う。

組合員は、会費又は 数料の で受付窓口の設 等あっせんに関する費用を協同組合に 払う。

協同組合は、あっせんした組合員が回収を行えない場合には、直ちに別の組合員をあっせんするなど申込者の排 除する 電 4 品目が確実に回収されるよう、申込者に対して 保証を持つ。

なお、協同組合は、共同あっせん以外の方法により組合員が 電 4 品目の回収 を受けることを しない。

このような共同あっせん事業を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

本件共同あっせん事業は、申込者の住所に応じて当該地 を担当する組合員をあっせんするものであるから、協同組合において、電 4 品目の回収について組合員の営業地 の制限及び回収事業者の選定を行うものであるといえる。

しかし、独占禁止法第 22 条の 2 により、同 各号の適用除外の要件を 満たす協同組合が、設立準 則に基づいて共同経済事業を行うことについては、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分 割における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上 げることとなる場合を除いて、独占禁止法の適用が除外される。この点について検討すると、本件共同あっせん事業は、

- ① 協同組合の設立準 則である中小企業等協同組合法に基づく共同経済事業として行われるものであること
- ② 一時的な受付窓口を設けてあっせんを行うものであり、あっせんした組合員が

回収できない場合には、確実に回収されるよう 協同組合が を持つなど、共同あっせん事業としての実 を えたものであること

- ③ 回収料 については、各組合員が独自に決定するものであり、また、組合員は、本件共同あっせん事業以外の方法により 電4品目の回収 を受けた場合には、自由に受注できることから、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分 における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上 ることとなる場合には当たらないこと
- から、独占禁止法の適用が除外されるものと考えられる。

4 回答の要旨

独占禁止法第22 各号の要件を える 協同組合が相談の共同あっせん事業を行うことについては、独占禁止法上問題ない。

- 本件相談については、他の事業者団体にも参考となると考えられることから、平成13年4月18 付けでその概要を公表しているところである。

(掲載先)
公正取引委員会 ホームページ

[事業者団体の禁止行為]

12 事業者団体によるサイクル費用の徴収方法に関する自主基準の設定

資源有効利用促進法に基づき、再利用促進の指定を受けた製品の用済製品の引取りの際には、引取費用を別途徴収する旨の自主基準を設定することは、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者 業会（事務用機械メーカー等の団体）

2 相談の要旨

（１） 業会は、事務用機械であるA製品のメーカー等の団体であり、国内のA製品のメーカーはすべて会員となっている。

（２） A製品は、メーカーから直接又はディーラーを通じて事業者等のユーザーにリース又は販売されている。リースの場合はリース会社を経由するが、ユーザーへの営業活動はメーカー等が行い、リース後も取り次いでいる。用済のA製品の約7割は、新たなA製品のリース及び販売によってメーカー等に引き取られている。メーカー等は、来、用済のA製品をほとんど無償で引き取り、これを営業拠点とに当該地の業理業者に委するなどにより処分していた。

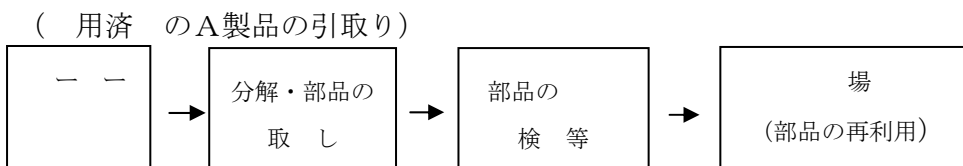
（３） 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の規定に基づき、平成13年4月、A製品製業は特定再利用業種の、また、A製品は指定再利用促進製品の指定をそれぞれ受けた。そして、経済業により、A製品のメーカーには回収した用済のA製品から特定の再利用可能な部品を取り出し、点検等を行って、新たに製するA製品の部品として再利用するなどの必要が生じ、各メーカーは、再利用のためのを自ら定めることとなる平成14年から本格的な取組を行うこととなった。

このため、用済のA製品の分には、新たに、用済のA製品を分解して再利用する部品を取り出し、点検等する費用及び分解等の点とA製品の場の間の送費用が継続的に必要となった。A製品のメーカーとしては、部品の再利用のために今後、新たに必要となる費用の一部をユーザーから徴収しなければ、資源有効利用促進法の規定に基づく部品の再利用を行うことはである。

そこで、業会は、ユーザーの理解を得るため、部品の再利用の本格的な取組がまる平成14年以降、会員は用済のA製品の引取りの際には引取費用を別途徴収することとする旨の自主的な基準を設定することとし、その旨をユーザー等

に告 することを検討しているが、このような自主基準の設定は、独占禁止法上問題ないか。

なお、 業会は、A製品メーカー各社が徴収する引取費用の に関与するものではない。



3 独占禁止法上の考え方

(1) リサイクルガイドラインでは、

① リサイクル等を行うことが法 で 務付けられ、又は社会的に く要請される場合であって、

② リサイクル等に対する取組に相応の 的なコストが継続的に必要とされるため、

③ の回収・運 又は再資源化のための 理等に要する費用の 担を消費者等の ー ーに求めなければ、リサイクル等の 進が となる

場合には、事業者が共同して又は事業者団体が、 ー ーの理解を得るため、リサイクル費用相当分を本体価格とは別にリサイクル料 として ー ーから徴収する旨を自主的な基準として設定したとしても、その遵守を 制しないものである限り、独占禁止法上問題ないとしている。

[リサイクルガイドライン第2 5 (1)

(徴収方法に関する自主基準の設定)]

(2) 本件相談においては、

① たに資源有効利用促進法の 定に基づき、A製品の部品を再利用しなければならなくなったこと、

② 部品の再利用のためには、分解・部品の取 し、 ・検 等、 場等への送といった 的な費用が継続的に必要となること、

③ これらの費用の一部を ー ーから徴収しなければ、部品の再利用を行うことが であること

から、 業会が、 ー ーの理解を得るため、会員は 用済 のA製品の引取りの際には引取費用を別途徴収する旨の自主的な基準を設定しても、会員に対してその遵守を 制しない限り、独占禁止法上問題ないと考えられる。

た し、 業会が、会員が ー ーから徴収する具体的な引取費用の を決定

することは、独占禁止法上問題となる。

4 回答の要旨

資源有効利用促進法の一定に基づく用済のA製品の部品の再利用をに
進するため、業会が、会員は用済のA製品の引取りの際には引取費用を別途
徴収する旨の自主的な基準を設定し、その旨を一等に告することは、会員に
対してその遵守を制しない限り、独占禁止法上問題ない。

- 本件相談については、他の事業者団体にも参考となると考えられることから、平成
13年11月30付けでその概要を公表しているところである。

(掲載先)
公正取引委員会 ホームページ

相談窓口一覧

名 称	所 地	
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導	100 8987 代 が関 1 1 1 中 合同庁 第 6 号 電話 03 3581 5481	・ ・ ・ ・
事務所 総務	060 0042 市中 通 12 目 第 3 合同庁 電話 011 231 6300	
事務所 総務	980 0014 市 本 3 2 23 第 2 合同庁 電話 022 225 7095	・ ・ ・
中部事務所 総務	460 0001 名 市中 の 2 5 1 名 合同庁 第 2 号 電話 052 961 9421	・ ・ ・
近 中国 国事務所 総務	540 0008 市中 前 4 1 76 合同庁 第 4 号 電話 06 6941 2173	・ ・ ・
中国 所 総務	730 0012 広 市中 上 6 30 広 合同庁 第 4 号 電話 082 228 1501	取 ・ 口 ・ 広
国 所 総務	760 0068 高 市 1 17 33 高 第 2 地方合同庁 電話 087 834 1441	・ ・ 高
事務所 総務	812 0013 市 多 多 2 10 7 第 2 合同庁 別 電話 092 431 5881	・ ・ 本 分 ・
内 総合事務局 総務部公正取引	900 8530 市前 2 21 13 そうビル 電話 098 863 2243	